

学校施設の更なる有効活用 に向けた取組について



学校施設有効活用事業の概要

※ 団体及び利用者の数は令和3年度実績

01 通常の施設開放（校庭、体育館、特別教室等）

登録団体数：2,588団体
延べ利用者数：2,073,311人

- 利用団体は、事前に登録をした上で、学校ごとに定期的に行われる利用調整会議に参加し、利用団体間で利用調整を実施（体育館のみ利用券を購入）

開放学校数

- 校庭：141校（小学校：112校、中学校：26校、特別支援学校：3校）
- 体育館：167校（小学校：113校、中学校：50校、特別支援学校：4校）
- 特別教室等：125校（小学校：85校、中学校：40校）

02 校庭夜間開放

登録団体数：57団体
延べ利用者数：23,366人

- 利用団体は、事前に登録をした上で、毎月第1土曜日に学校ごとに市民館等に集まり、利用団体間で翌月分の利用調整を実施（照明を点灯するためのコインを購入）

開放学校数

- 小学校：3校、中学校：4校

学校施設有効活用事業の仕組み

- 学校ごとに開放施設（校庭・体育館・特別教室等）を定める。
- 利用日時を定める（校長 & 運営委員会の意見を聞く）。
- 施設開放事務の管理

教育委員会

学校（開放校）

- 施設開放に関する一切の責任を負わない。



開放施設

利用

登録団体

- 10人以上で構成する必要あり
※市内在住・在勤・在学・その他
- 半数以上の義務教育終了前の子どもがいる場合は使用料の減免適用あり
- 利用の際は要善管注意義務

- 善管注意義務を怠った場合は登録取消
- 使用料の減免申請
- 使用料の免除
- 利用申込（利用希望日の10日前まで）
- 許可

月ごとに利用報告

利用報告

開放校ごと設置

連絡調整

開放校に置く

連絡調整

開放施設に置く

指導、連絡、安全確保

● 規則 ■ 要綱

学校施設開放運営委員会

- 有効活用の諸計画の企画、立案に関すること。
- 開放管理者及び開放指導員の推薦及びその適正配置に関すること。
- 開放施設の利用、運営の適正に関すること。
- 管理運営費の運用と管理に関すること。
- 学校及び地域との連携に関すること。

委員長 1名
(会務を総理)
副委員長 若干名
会計 1名
書記 1名

■ PTA、青少年団体、
青少年指導員、
スポーツ推進委員、
地域住民代表、学校教職員
※校長は顧問

互選

連絡調整



開放施設管理者（1名）

- 開放施設の施設・設備の管理
- 開放指導員の指導・監督
- 開放事務（■運営委員会が行う事務の執行、学校との連絡調整）

推薦

推薦 & 謝礼支払



開放指導員（2名）

- 施設設備の管理（■鍵等の引渡し・受領、その援助、■設備・用具の保管、貸出、復元、施設・設備の破損等の確認）
- 利用者の指導及び安全確保（■開放管理者 & 利用団体との連絡・調整、■利用団体への利用規則の周知徹底）
- 利用報告書の集計、月別報告書の作成、提出
- 運営委員会への出席報告
- その他開放管理者の指示する職務

指導

従う

学校施設有効活用事業の利用手続き等のフロー

※ 二重線は紙による手続き

● 通常の施設開放

実証実験の検証範囲

	団体登録	減免登録	利用調整	支払	利用申込	利用	報告
利用団体	登録申請 → 登録証受領	登録申請 → 通知書受領	利用調整会議	利用券購入	利用申請 → 許可書受領	鍵受領 → 利用 → 鍵返却	利用報告
施設開放運営委員会 (学校含む)	確認 → 登録証交付	確認 → 通知書交付		確認 → 許可書交付	鍵貸出	鍵受領	学校別集計
教育委員会事務局	審査 → 登録証発出	審査 → 通知書発出		審査 → 許可書発出	鍵受領	鍵返却	全市集計

● 校庭夜間開放

	団体登録	減免登録	利用調整	支払	利用申込	利用	報告	
利用団体	登録申請 → 登録証受領		利用調整会議	コイン購入	利用申請 → 許可書受領	鍵受領 → 利用 → 鍵返却	利用報告	
教文・市民館 (学校含む)	確認 → 登録証交付	なし		コイン販売	確認 → 許可書交付	鍵貸出	鍵受領	学校別集計
教育委員会事務局	審査 → 登録証発出			審査 → 許可書発出	鍵受領	コイン回収	全市集計	

学校施設の更なる有効活用に向けた実証実験

01 検証課題

- 利用手続の簡素化による利用者及び管理者の負担軽減
- 予約状況の可視化による新たな利用の誘引
- 管理者の常駐を必要としないセキュリティ管理の仕組み
- 利用団体への都度の鍵受渡しが不要となる仕組み

- **予約システムの導入**
- **スマートロックの導入**

02 これまでの経過

- 令和4年9月に公募、審査を経て、連携事業者と同年10月に協定を締結
- 令和4年12月から翌年1月にかけて、予約システム構築、スマートロック取付等を実施
- 令和5年2月利用分から、予約システム及びスマートロックを利用した運用を開始
- 令和5年2月、令和5年度の実証実験継続を決定
- 令和5年4月、対象校の拡大（3校→5校）を決定

学校施設の更なる有効活用に向けた実証実験

03 予約システム運用の主な流れ

① 通常の施設開放

- 学校が、学校行事等の都合で開放不可とするコマをあらかじめ埋める
- 利用団体が、利用日の前月1日から3日前までに予約を申請する
- 学校施設開放運営委員会が、利用日前日までに申請内容を確認する
- 予約システムから、利用に必要な暗証番号が利用団体にメールで届く
- 体育館の使用料は、従前どおり利用券を教育委員会事務局へ送付する

② 校庭夜間開放

- 学校が、学校行事等の都合で開放不可とするコマをあらかじめ埋める
- 利用団体が、利用日の前々月17日から23日までに抽選を申し込む
- 予約システムから、24日に抽選結果が利用団体にメールで届く
- 利用団体が、28日までに当選したコマもしくは空きコマの予約を申請する
- 教育委員会事務局が、月末までに申請内容を確認する
- 使用料は、従前どおり利用日の前月第1土曜日に市民館等で支払う

学校施設の更なる有効活用に向けた実証実験

04 対象校ごとのスマートロック運用パターン①

① 小杉小学校（地域ラウンジ）

スマートロック：2か所

- 利用の都度、正門と地域ラウンジ玄関にそれぞれ設置されている鍵ボックスから、固定の暗証番号で物理鍵を取り出す

- 利用の都度、予約システムから発行される暗証番号で、**通用門**と**地域ラウンジ玄関**をそれぞれ解錠（物理鍵なし）

② 高津小学校（特別活動室）

スマートロック：2か所

- 利用の都度、通用門に設置されている鍵ボックスから、固定の暗証番号で物理鍵を取り出す

- 利用の都度、**正門**に設置されている鍵ボックスから、予約システムから発行される暗証番号で正門の物理鍵を取り出す
- 正門と同じ暗証番号で、**開放玄関**を解錠（物理鍵なし）

学校施設の更なる有効活用に向けた実証実験

04 対象校ごとのスマートロック運用パターン②

③ 菅小学校（特別活動室）

スマートロック：1か所

- 利用の都度、事前に学校に出向いて必要な物理鍵一式を受け取り、利用後に改めて学校に出向いて物理鍵一式を返却

- 利用の都度、**正門**に設置されている鍵ボックスから、予約システムから発行される暗証番号で必要な物理鍵一式を取り出す

④ 御幸中学校（体育館、武道場）

スマートロック：1か所

- 利用の都度、事前に学校に出向いて必要な物理鍵一式を受け取り、利用後に改めて学校に出向いて物理鍵一式を返却

- 利用の都度、**正門**に設置されている鍵ボックスから、予約システムから発行される暗証番号で必要な物理鍵一式を取り出す

- 鍵ボックスには、体育館セットと武道館セットの物理鍵を格納

学校施設の更なる有効活用に向けた実証実験

04 対象校ごとのスマートロック運用パターン③

⑤ 臨港中学校（体育館、夜間校庭）

スマートロック：3か所

- 利用の都度、事前に学校に出向いて必要な物理鍵一式を受け取り、利用後に改めて学校に出向いて物理鍵一式を返却

- 利用の都度、**通用門**に設置されている鍵ボックスから、予約システムから発行される暗証番号で通用門の物理鍵を取り出す

（体育館利用団体）

- 利用の都度、**体育館入口**に設置されている鍵ボックスから、通用門と同じ暗証番号で体育館の物理鍵を取り出す

（夜間校庭利用団体）

- 利用の都度、**照明操作盤**に設置されているボックスを、通用門と同じ暗証番号で解錠し、点灯スイッチを操作する

学校施設の更なる有効活用に向けた実証実験

05 実証実験を通じて出た主な意見、要望等

- 実際に施設を利用する時間帯（平日夜間や休日）を含めて、操作等に慣れるまでのサポート体制を整えて欲しい
- （同一学校内の）利用団体へのメッセージの一斉送信や、学校等からの連絡事項を共有できる掲示板などの機能が欲しい
- 使用料の支払いをキャッシュレス決済できるようにして欲しい
- 固定曜日（毎週火曜など）での利用が基本であるため、例えば1ヶ月分を一括で申請等できるようにして欲しい
- システム内のカレンダーについて、（同一学校の）利用団体間では、いつどこを誰が予約しているのか分かるようにして欲しい
- 施設予約のキャンセル情報をトップページなどに掲載して欲しい
- 教育委員会事務局、学校、学校施設開放運営委員会、利用団体ごとの操作権限や閲覧制限などを整理して欲しい
- 団体登録もシステム化して欲しい

予約システム及びスマートロックの導入に向けて

01 今後の方向性（想定）

現在の学校施設有効活用事業の仕組みについては、今後一定の見直しは行うものの、地域や利用団体の相互協力による運営は概ね維持する方向で検討しており、その上で、次の内容を網羅した5年間の委託業務として、事業者を公募する想定でいます。

- すべての開放学校への予約システム及びスマートロックの導入
- 予約システムと連動したキャッシュレス決済等の導入
- 本市、学校、利用者等に対するサポート体制の確保

02 今後のスケジュール（想定）

- 令和5(2023)年11月 基本方針（案）の公表
 - 令和6(2024)年2月 基本方針の策定
 - 令和6(2024)年度～ 事業者公募の実施
- ✓ 上記の方向性及びスケジュールはあくまで想定であり、決定されたものではないため、**今後検討を進めていく中で大幅に変更する可能性があります。**

予約システム及びスマートロックの導入に向けて

03 事業者の皆様へ伺いたいこと

学校施設有効活用事業におけるこれまでの取組や、現時点で想定している今後の方向性及びスケジュールを踏まえて、民間事業者の皆様から、**本事業への参画の可能性とともに、独自のノウハウ及びアイデア等**に関して、特に次に掲げる観点で幅広く御意見等を伺いたいと考えています。

- ① 予約システムの具体的な機能及び運用方法
- ② スマートロックの具体的な機能及び運用方法
- ③ 予約システム等の導入スキーム（調達方法、費用負担、運用期間等）
- ④ 予約システム等の導入に伴う概算経費
- ⑤ 予約システム等の稼働までに要する期間
- ⑥ 本市、学校、利用者等に対するサポート体制
- ⑦ その他関連すること

予約システム及びスマートロックの導入に向けて

04 個別対話への御参加について

- 実施期間

令和5(2023)年7月10日（月）から同年同月28日（金）まで

- 所要時間

約1時間（内容によっては超過する場合があります。）

- 場所

川崎駅周辺の本市所管会議室

- 申込方法

令和5(2023)年7月5日（水）17時までに、下記URLまたは右記二次元コードから申込フォームにアクセスしてください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/281587>

